

多機能型事業所 『い〜まF i t引山』 運営規程

(事業の目的)

第1条 エム・オーヒューマンサービス株式会社が開設する多機能型事業所い〜まF i t引山（以下「事業所」という。）において実施する、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律』（平成17年 法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定生活介護を提供することを目的とする。なお、当事業所は次に掲げる児童福祉法に基づく事業所と一体的に事業を行う多機能型事業所として設置するものである。

名称：い〜まC r e a森孝（指定放課後等デイサービス）

定員：10名

所在地：名古屋市守山区森孝三丁目 1503 番 1

(運営方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、指導及び訓練を適切に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 「名古屋市指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日名古屋市条例第80号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 指定障害福祉サービスを行う事業所の主従の別及び、名称、所在地、実施事業は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所

ア 名称	い〜まF i t引山
イ 所在地	愛知県名古屋市名東区区引山二丁目106番地
ウ 実施事業	指定生活介護事業

(事業所の従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上(兼務)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害者福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身お状況、当時業者以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営む事ができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 指定生活介護に係る従業者の職種、員数及び職務の内容

ア 医師 1名以上

医師は日常生活の健康管理及び療養上の指導を行う。

イ 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

ウ 生活支援員 10名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活の支援を行う。

エ 調理員 1名以上

調理員は、食事の調理、配膳を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所(い〜まFit引山)

ア、営業日 祝日を含む月曜日から金曜日、第2・第4土曜日とする。ただし、夏季休業期間(事業所が定めるお盆期間中の3日間)、12月30日から1月3日までの年末年始を除く

イ、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ウ、サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 主たる事業所(い〜まFit引山)の指定生活介護事業の利用定員は、20名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該事業所において提供される指定障害福祉サービスの開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第8条

- 1 事業所は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。
- 2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく当該事業所が行う指定障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 事業所は、当該事業所が行う指定障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条

- 1 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、名古屋守山区、名東区、千種区の区域とする。
- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、当該事業所が行う指定障害福祉サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害福祉サービス提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第13条 事業所は、当該事業所が行う指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、当該障害者

の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 事業所は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録するものとする。

2 記録に際しては、利用者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第17条

1 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額を受け取るものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第18条

1 事業所は指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 食事の提供に関する費用 1食 720円 但し、食事提供体制加算対象者については、食料費として1食400円とする。

(2) 入浴の提供 300円(水道光熱費)

(3) 創作的活動に係る材料費 実費

(4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費

用について説明を行ない、同意を得るものとする。

- 3 第1 項の費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする

(利用者負担額等に係る管理)

第19条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第20条

- 1 事業所は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。
- 2 事業所は法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第21条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者は気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 利用者は共有の備品を丁寧に扱う。
- (3) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(個別支援計画の作成等)

第22条

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

- 2 アセスメントに当たっては、利用者面接して行う。今場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。

この場合において、事業所が提供するサービス以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等と連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

- 4 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。
- 5 サービス管理責任者は、第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1)定期的に利用者に面接すること。
 - (2)定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

(相談及び援助)

第23条

- 1 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者が、当該障害福祉サービス以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介 護)

第24条

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の従業者を介護に従事するものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

- 第25条 事業所は障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第26条 事業所は、当該事業所が行う障害福祉サービスにおいて、生産活動に従事している者に、当該障害福祉サービスの事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(食 事)

第27条

- 1 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。
- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(健康管理等)

第28条

- 1 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第29条

- 1 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業員の一時的な滞在に必要な食糧及び飲料水を備蓄する。

(緊急時等における対応方法)

第30条 事業所の従業員は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 事業所は、当該事業所の指定障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護の実施者である市町村に通知す

るものとする。

(1) 正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(主たる対象とする障害の種類)

第32条 事業所が、利用者に提供する指定障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類は、知的障害者とする。

(身体拘束の禁止)

第33条

1 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は身体の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第34条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(勤務体制の確保等)

第35条

1 事業所は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第36条 事業所は、提供する障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第37条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染者及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第38条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名 大鹿内科医院

(掲 示)

第39条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第40条

1 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第41条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第42条

1 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはな

らない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第43条

- 1 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（地域との連携等）

第44条

- 1 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第45条

- 1 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

- 第46条 事業所は、実施する指定障害福祉サービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

- 第47条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条に規定する個別支援計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第31条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第33条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第43条に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第45条に規定する事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第48条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はエム・オーヒューマンサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第49条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第50条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努める。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うように努める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。